

広 監 第 1 2 1 号
平成 2 3 年 4 月 2 8 日

請求人
(略)

広島市監査委員	南 部 盛 一
同	井 上 周 子
同	太 田 憲 二
同	今 田 良 治

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 23 年 3 月 31 日付け広監第 104 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 措置請求書記載の請求の要旨

平成 22 年 3 月に、都市活性化局都心再開発部中川新球場調整担当課長が行った「広島市新球場設計提案競技記録書 CD-ROM 作成業務」に係る契約及びこれに基づく経費の支出は、下記のとおり不当なものであり、それにより広島市に損害を与えた。そのため、広島市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講じられたい。

記

私が、広島市が平成 19 年 3 月に発行した「広島市新球場設計提案競技記録 平成 19 年（2007 年）3 月」付録の CD-ROM の提供を求めたところ、品切れとなっているため業者に発注したとのことであった。発注は、平成 22 年 3 月に都市活性化局都心再開発部中川新球場調整担当課長により、添付資料の 1 及び 2 のとおり 30 万円の経費をかけて行われ、平成 22 年 4 月に支払われている。

複製は、CD-ROM をパソコンでコピーすれば足りることで、職員がコピーする手間はかかるとしても、CD-R 100 枚で 1 万円あれば済むと思われる。30 万円もの経費をかけて委託したのは、別の意図があるからと思料する。

後日、追加作成された CD-ROM を都市活性化局都心再開発部から受け取り、内容を確認したところ、平成 19 年 3 月に発行した「広島市新球場設計提案競技記録 平成 19 年（2007 年）3 月」付録の CD-ROM と内容が異なっていた。

これは添付資料の 3 の(1)から(8)までのとおり、平成 19 年 3 月に作成した CD-ROM 作成業務における不適切な業務内容を隠蔽するために行ったものであるとともに、その背景には「広島市新球場設計提案競技」における不正行為（背任罪を問うべき事案である。）が存在している。

このような目的のために CD-ROM 作成を外部に業務委託し、不必要かつ不当な公金の支出により広島市へ損害（約 29 万円）を与えたものである。

(事実を証する書面として、次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

添付資料リスト	
1	「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」に係る施行伺
2	1に関わる、支出を証する資料（一部は平成23年4月12日に追加提出）
3	その他の添付資料：請求者（略）作成の下記資料
	(1) 2つの『広島市新球場設計提案競技記録（CD-ROM）』について
	(2) 第2回広島市新球場設計提案競技選考委員会 議事録
	(3) 【検証】 第2回広島市新球場設計提案競技選考委員会 議事録
	(4) 池原委員長協議結果
	(5) 第2回選考委員会（平成18年9月12日）で、広島市が説明した「応募作品のチェック結果表」
	(6) 全20作品の応募要項等への適否チェック（「質疑応答集」主要項目対応チェック含む）
	(7) 質疑応答集（平成18年7月 広島市）
	(8) 【検証・市議会での発言】平成21年11月4日：H20年度決算特別委員会での中川課長の発言
	（注）上記(1)番、(5)番及び(6)番は、修正して、平成23年4月12日に提出した新たな資料に含まれているため、取り下げるとのことであった。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認め、平成23年4月5日に、同年3月31日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年4月12日に新たな証拠の提出及び平成23年4月13日に陳述の機会を設け、次のとおり請求人から新たな証拠の提出を受けるとともに、請求人の陳述を聴取した。また、次のとおり平成23年4月27日に新たな証拠の提出を受けた。

(新たな証拠として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

平成23年4月12日提出分
補足説明資料リスト
1 全体概要の説明
2 直前議会等でのコンペ対応方針等の説明
3 公開プレゼンテーションでの説明及び質疑応答（問題点の指摘）
4 チェック資料：雨水貯留池整備計画との整合
5 第2回選考委員会で配布説明したチェック結果資料（問題点の指摘を付記）

6	「質疑応答集」を含むチェック結果資料：（応募提案に当たっての下記の要件すべてに不適合な当選作品）
7	平成 18 年 10 月 2 日秋葉市長記者会見「当選作・次点の決定」
8	秋葉市長記者会見コメントの検証
9	当選作品に、「カープの意見」に記されたカープの要望は、殆ど盛り込まれていない
10	カープの意見（応募要項附属資料）
11	「カープの意見」に記された要望事項の内容整理；「応募要項」に要件として盛り込まれたもの
12	「カープの意見」に記された要望事項の内容整理；「応募要項」に要件として盛り込まれていない事項
13	第 2 回選考委員会で、広島市が配布説明したチェック結果資料（資料 1）
14	広島市が作成していた 2 種類のチェック資料（資料 1－1）及び（資料 1－2）
15	広島市新球場設計提案競技応募要項（別表－1）（別表－2）（附属資料リスト）（記入様式 10～14）
16	広島市新球場設計提案競技応募要項（別表－1）（別表－2）：英語版
17	質疑応答集
18	公開プレゼンテーション議事録（作品番号 4）
19	当選作品の面積等一覧表記載内容
20	公開質問状（秋葉市長あて、同回答）
21	第 3 回選考委員会議事録・同問題点の検証
その他	2006.8.4 ワシントンポスト記事（秋葉市長の手元に、アメリカの会社の応募作品）

平成 23 年 4 月 27 日提出分
1 NBBJ、日建設計来広日程
2 検証・広島市民球場建設の経緯（冊子）

陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 本件措置請求で、30 万円程度の不正な支払があったとしているが、この事務をなした職員に対して云々ということは本意ではない。

この職員が不正な支払事務を行った背景には、そもそも広島市新球場設計提案競技の選考審査で不正な官製談合コンペが行われたことがあるため、内部調査によりコンペの不正について解明し、意図をもって不正に関わった職員に対しては然るべき責任を問うなど、必要な勧告等をしていただきたい。

- (2) 平成 19 年 3 月に作成された CD-ROM には、本来記載されるべき事項が著しく欠落している。明らかに記録として残すべきであったにも関わらず、収録されていない

い関連資料がある。これは、まずいことを隠蔽するために取られた措置であろうと認識している。

2 監査対象事項

本件措置請求書に記載されている事項、請求人による陳述の内容及び新たに提出された証拠から、「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」に係る契約に基づく経費の支出を監査対象事項とした。

措置請求の対象とされる事項は、「公金の支出」、「契約の締結若しくは履行」など地方自治法第242条第1項に定める事項、いわゆる財務会計上の行為に限定される。この点、本件措置請求書記載のうち、上記CD-ROM作成業務は平成19年3月のCD-ROM作成業務における不適切な業務内容の隠蔽行為であるとする事項及び「広島市新球場設計提案競技」における不正行為に関する事項は、財務会計上の行為に当たらないため、監査の対象とならない。

3 広島市長の意見書の提出及び関係職員の陳述

広島市長に意見書及び意見に係る証拠書類等の提出を求めたところ、平成23年4月11日付け広活再第66号の意見書が提出された。また、地方自治法第242条第7項の規定により、平成23年4月13日に関係職員の陳述の聴取を行った。

意見書の概要は次のとおりである。

(1) 意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 意見の理由

本件措置請求者は、平成22年3月に行われた広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM（以下「本件CD-ROM」という。）の作成業務について、本件CD-ROMの内容が平成19年3月に作成したCD-ROMと異なっていたこと、職員が本件CD-ROMを作成すれば安価に作成できたにもかかわらず、当該内容の変更を行うために30万円で外部に委託したことを指摘し、不当な公金の支出があった旨主張しているので、以下、この点について述べる。

ア 本件CD-ROMの内容について

平成19年3月に作成した広島市新球場設計提案競技記録（以下「記録書」という。）は、広島市新球場設計提案競技の選考経緯等を記録し、その内容を後世に伝えることを目的として作成したものであり、公文書館や中央図書館等で市民の閲覧に供するとともに、広島市議会、新球場建設促進会議のメンバー、広島市新球場設計提案競技の選考委員、入選作品の応募者及び地元大学等に配布したものである。

平成22年3月に記録書の在庫がなくなったため、記録書に代えて配布する目的で追加作成したものであり、記録書の付録のCD-ROM（記録書の内容を電子データとして収録したもの）の内容に一部変更を加えて作成したものである。

本件CD-ROMの内容は、記録書の付録のCD-ROMには収録されていなかった資料（附属資料リストに掲げられたもの）を追加するとともに、より見やすく、検索しやすい内容に改善するため、構成の見直し等の変更を加えたものである。

イ 本件CD-ROMの作成業務の委託について

本件CD-ROMの作成業務を外部に委託したのは、作品の設計図書及び設計説明書の内容の改ざんを防止するために印刷及びコピーをできなくするセキュリティの設定、閲覧したい部分を検索しやすくするためのしおり及びリンクの作成等について専門的な知識が必要であるとともに、多量の追加資料のPDF化等の事務作業量が相当多いことから、当時の職員では対応できなかったためである。

なお、本件CD-ROMの作成業務の経費の妥当性については、発注に当たり、仕様書に基づき2者から見積書を提出させ、最廉価な見積書を提示した者と委託契約を締結するという方法を採用しており、妥当なものである。

ウ まとめ

以上のことから、本件CD-ROMの作成業務について不当な公金の支出があったとはいえず、本件措置請求者の本件措置請求には理由がない。

4 事実関係の確認

監査の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 「広島市新球場設計提案競技記録 平成19年（2007年）3月」について

「広島市新球場設計提案競技記録 平成19年（2007年）3月」は、広島市新球場設計提案競技の選考経緯等を記録し、その内容を後世に伝えることを目的として、平成19年3月に業務委託により300部作成されたものであり、冊子に付録としてCD-ROM（以下「旧CD-ROM」という。）が添付されている。

この記録書は、公文書館や中央図書館等で市民等の閲覧に供するとともに、広島市議会、新球場建設促進会議のメンバー、広島市新球場設計提案競技選考委員会の委員、入賞した3作品の応募者、公共図書館、地元大学などに配布された。また、希望する市民等にも配布されていた。

(2) 「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」について

ア 業務を委託により実施した理由について

(ア) 広島市から提出された意見書及び広島市の関係職員からの聴き取りにより確認した事項

- a 「広島市新球場設計提案競技記録 平成19年（2007年）3月」は、冊子に付録として旧CD-ROMが添付されているもので、平成19年3月に委託により300部作成され、関係者や市民等に配布していたところ、平成22年3月に配布用の在庫がなくなったこと。

- b ①平成 22 年 3 月当時、地方公共団体から施設整備に関する問合せが多くあったこと、②新球場の周辺の開発の進捗による地域住民の関心が高まることが予想されることなどから、平成 22 年 3 月以降も需要が見込まれると判断したこと。
- c CD-ROMのみを作成したのは、①冊子は全 262 ページのうち、カラーのページが半数近くを占めており、増刷には多額の費用がかかる一方、CD-ROMは、作成費用が冊子と比較して安価であり、また、②CD-ROMは、冊子の内容をコンパクトに収録でき取扱いが容易であるためであること。
- d 旧CD-ROMに収録されている情報は加工できる形態になっていなかったことから、①旧CD-ROMに収録されていなかった資料を追加するには、単純に情報を加えるのではなく新たにCD-ROMを作成しなければならなかったこと、②新たなCD-ROMを作成するに当たり、作品の設計図書及び設計説明書の内容の改ざんを防止するために印刷及びコピーをできなくするためのセキュリティの設定や閲覧したい部分を検索しやすくするためのしおり及びリンクの作成を行わなければならなかったこと。
- e セキュリティの設定並びにしおり及びリンクの作成を行うために必要な専門的な知識を有した職員がいなかったこと。また、これらを職員が行う場合には、これらの作業に対応できるアプリケーションソフトを購入しソフトを使いこなすために解説本を熟読する必要があるなど、費用及び時間を要すること。
- f 本件CD-ROMに追加収録された資料は 280 枚相当の分量があり、これを PDF化するには相当な時間と労力を要すること。

(イ) 監査委員において確認した事項

- a 本件CD-ROMに資料を追加したことについては「広島市新球場設計提案競技記録 平成 19 年（2007 年）3 月」を充実させ、広島市新球場設計提案競技の経緯等をより正確に記録しているものであること。
- b 本件CD-ROMには、作品の設計図書及び設計説明書の内容の改ざんを防止するために印刷及びコピーをできなくするセキュリティの設定や閲覧したい部分を検索しやすくするためのしおり及びリンクの作成が行われていること。
- c 本件CD-ROMの作成業務を所管していた都市活性化局都心再開発部新球場調整担当及び新球場関連施設整備担当の職員 6 名について、平成 22 年 3 月の勤務状況を時間外勤務等命令簿兼実施票により確認したところ、全員時間外勤務を実施し、一人当たりの時間外労働時間は月平均約 82 時間となっていた

こと。

イ 本件CD-ROMに記録情報を追加収録したことについて

本件CD-ROMと旧CD-ROMの内容を比較することにより、旧CD-ROMには収録されていない次表の資料が本件CD-ROMに追加収録されていることを確認した。

旧CD-ROMには収録されておらず、本件CD-ROMに追加収録されている資料	
資料編	
資料(9)「広島市新球場設計提案競技応募要項」	
附属資料リスト	
資料 2	広島東洋カープの意見
資料 4-1	ヤード跡地及び周辺の航空写真
資料 4-2	ヤード跡地及び周辺の地形図
資料 4-3-1	ヤード跡地及び周辺の都市計画（用途地域）
資料 4-3-2	ヤード跡地及び周辺の都市計画（防火地域・準防火地域）
資料 4-3-3	ヤード跡地及び周辺の都市計画（都市計画道路）
資料 4-4	地質調査（広島県地盤図）
資料 4-4	地質調査（大州地区下水道土質調査業務報告書抄）
資料 4-5	気象データ（地上気象観測月・年・3か月別平均値）
資料 4-6	雨水貯留池施設の概要
資料 4-7	ヤード跡地内の道路・道路の配置に当たっての留意事項
資料 4-8	都心部と地域資源と都心軸のイメージ
資料 4-9	新球場建設に関する市民等の意見
資料 4-10	要望書（広島商工会議所）
資料 4-10	要望書（広島県建築士事務所協会等）
資料 5	ヤード跡地の求積図及び面積計算書
資料 6	ヤード跡地の地形図（1000 分の 1）
資料 7-1	ヤード跡地周辺等の道路交通量
資料 7-2	大州通りの整備計画
資料 8-1	広島市民球場におけるプロ野球開催時の騒音値
資料 8-2	ヤード跡地周辺の暗騒音値
資料 9-1	広島市の魅力ある風景づくり基本計画
資料 9-2	建物等景観形成の手引
資料 10	広島市有建築物耐震性向上対策ガイドライン
資料 11	ひろしま都心ビジョンーみんなで創る都心の未来ー
資料 12	広島市企業立地促進補助制度
請求人が平成 23 年 4 月 12 日に提出した補足説明資料の「1 の全体概要の説明」において、「広島市新球場設計提案競技記録 平成 19 年（2007 年）3 月」の冊子の資料編 資料(12)のうち「2 埋設下水幹線の敷設状況」、「3-1 芸予地震時の液状化被	

害について」、「3-2 ヤード跡地周辺の過去に浸水のあった場所位置図」、「4 広島市民球場利用者の交通手段別分担率」及び「5 建設発生土流用先選定フローチャート」については、旧CD-ROMに収録されておらず、本件CD-ROMに新たに追加された項目である旨を記載しているが、これら資料は旧CD-ROMにも収録されていることを確認した。

- (3) 「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」の経費の支出について
本件CD-ROMの作成業務に関する経費支出の書類を確認した。その内容は次のとおりである。

ア 「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」の施行伺（業務委託契約）

- (ア) 起案日：平成 22 年 3 月 4 日
- (イ) 決裁日：平成 22 年 3 月 4 日
- (ウ) 委託期間：契約日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (エ) 決裁者：都市活性化局都心再開発部新球場調整担当課長
- (オ) 委託業務内容：①記録書のデータ追加編集、②図面（A1 サイズ）スキャニング、③校正、④追加編集後の内容データのPDFファイル作成とCD-ROM焼付、⑤納品：CD-ROM 100 枚、CD-ROMマスターデータ 1 枚
- (カ) 契約方法：地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び広島市契約規則第 22 条の 2 第 6 号による随意契約（2 者からの見積合わせ）
- (キ) 契約日：平成 22 年 3 月 8 日
- (ク) 施行者名：株式会社ぎょうせい
- (ケ) 契約金額：299,985 円
- (コ) 他者の見積金額：405,300 円
- (サ) 検査日：平成 22 年 3 月 31 日

イ 支出命令書

- (ア) 請求日：平成 22 年 4 月 1 日
- (イ) 支出命令日：平成 22 年 4 月 2 日
- (ウ) 支出命令金額（支払金額）：299,985 円
- (エ) 支払日：平成 22 年 4 月 28 日

第 4 監査の結果

確認した事実関係をもとに、双方の主張について審査した結果、本件措置請求について次のとおり判断する。

- 1 「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」に係る契約に基づく経費の支出が、不当であるか。

(1) 当該業務の委託による実施について

当該業務について、第3の4(2)ア「業務を委託により実施した理由について」(P.5 以下)記載のとおり、当該業務の有用性、専門性及び業務量を総合的に判断すると、この業務を委託により実施したことについて、不当性はないと判断する。

(2) 当該業務委託に係る施行何から支出までの一連の事務の適正性について

第3の4(3)「『広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務』の経費の支出について」(P.8)記載のとおり、調査の結果、事務は適正に行われていた。

2 結論

「広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務」に係る契約に基づく経費の支出についての請求人の主張には、理由がないものとし、請求を棄却する。

第5 意見

本監査を実施する中で、「広島市新球場設計提案競技記録 平成19年(2007年)3月」の冊子を精査したところ、「資料編 資料(9)「広島市新球場設計提案競技応募要項」の「附属資料リスト」が掲載されているページ(P.220)に「附属資料の内容は、添付のCD-ROMに収録しています。」と記載されていた。

しかしながら、第3の4(2)イ「本件CD-ROMに記録情報を追加収録したことについて」(P.7 以下)記載のとおり、冊子に添付されている旧CD-ROMには当該附属資料の内容は収録されていなかった。

「広島市新球場設計提案競技記録 平成19年(2007年)3月」の作成に係る業務の仕様書の「3 記録書の構成」には、「附属資料一覧表」は記載されているが、附属資料の内容は記載されていないことから、冊子及びこれに添付されている旧CD-ROMに附属資料の内容が収録されていないこと自体は業務仕様の内容に合致するものではある。

しかしながら、同一の業務において作成した成果物の内容に矛盾が生じており、不適切であると言わざるを得ない。

については、その是正に努めるとともに、今後業務の委託を行うに当たっては、業務が適正に遂行されるよう十分留意することが望まれる。